

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 エンブレム第1回設計競技について」（JAGDA見解）に関する追記

1：JAGDA見解の作成手続に関する疑問について

(1) 2016年6月25日付JAGDA見解（以下、「本見解」とします）の文章が、公益社団法人であるJAGDAとして不適切な手続きで作成されたのではないかという意見に関して、岡邦俊顧問弁護士の見解を踏まえ、以下のとおり適正な手続きを経て作成されたことを確認しました。

今回、会長および両副会長（以下、「三役」とします）は、発生した問題に時宜を得て見解を発する必要があると判断し、年4回しか開催されない定例の運営委員会と理事会を待つことなく、草案を準備し、これについてEメール等で当時の全運営委員、全理事の意見を求め、いわゆる持ち回りで意見を集約したものであり、本見解は、運営委員会および理事会の承認を経て作成されたものであることが明らかです。

また、この見解の冊子配布後も理事、運営委員より名前を外して欲しいという要望もなく、運営委員会および理事会からの公式な見解としています。

(2) 総会において承認の議決を得るためには、草案を開催日の2週間前（定款第14条第3項）までに会員に配布しなければなりません。その時間的余裕もなく、総会では第1号議案の2015年度事業報告の総括の一部として発表だけにとどめており、議事録にも決議事項としては記載していません。

総会において、事業報告書の関連資料として「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会エンブレム第1回設計競技について」（JAGDA見解）を出席会員に配布し、原副会長が、第1号議案の2015年度事業報告に先立ち、朗読発表することにとどめたものです。本来、見解の発表のみで、この見解に関する議論の時間も設定していない中、内容に対し質疑応答が始まってしまったため、事務局長がこの議論を打ち切りましたが、出席会員が質問と意見を述べ、原副会長が回答、説明しました（総会議事録参照）。

(3) 本見解の最後に記載されているとおり、JAGDAは、第1回設計競技が白紙撤回されたという衝撃的な事実を、さらに長い時間をかけて、歴史的な視野に立って咀嚼、検証していこうと考えるものであり、決して、本見解の公表によってエンブレム第1回設計競技をめぐる問題を終結させようとするものではありません。

2：審査をめぐるJAGDAの立場

(1) 東京2020オリンピックおよびパラリンピック・エンブレムの設計競技における公募要項の内容、参加資格の設定、および審査委員の編成、実施された審査・調整・発表などに関しては、組織委員会および審査を担当した審査委員会の責任において行われたものであり、JAGDAは、当事者ではないことから、一切関与していません。したがって、組織委員会および審査委員会に問題があると指摘する意見に関しては、基本的にお答えする立場にありません。

また、JAGDAは、当事者ではないので、組織委員会や外部有識者による調査チームのように、特定の審査委員、関係者などに対する調査やヒアリングを行うような立場にもありません。JAGDAのこの基本的立場をまず確認しておく必要があります。

しかし、エンブレムをはじめ、VIや創作保全等の問題については、シンポジウムなどを通して広く議論することで、認識を深めていきたいと考えています。

3：JAGDA見解を発表した理由

(1) 東京2020オリンピックおよびパラリンピック・エンブレムの設計競技当選の佐野研二郎氏の案に関する疑念が度を超えて高まり、佐野研二郎氏自身による辞退の申し出を受け、設計競技そのものが白紙撤回されました。さらに、永井一正氏の希望による8名の参加作家招聘や、その審査過程での扱いをめぐることもこれを糾弾する声上がり、グラフィックデザインに対する社会の信用が失われる懸念が生まれました。

(2) 三役は、わが国最大のグラフィックデザイナーの団体であるJAGDAとして、当事者ではないという限界の中で、グラフィックデザインのあり方や、エンブレムの設計競技の基礎的な問題を明らかにしようと見解文の発表を準備しました。当該グラフィックデザイナーが立たされた窮地をデザイナー全体に対する危機としてとらえ、批判すべき点は批判し、擁護すべき点は擁護すべきであると考えたからです。そして草案を全理事および全運営委員にEメールなどによって配信し、多数の議論を経て本見解を確定させたものです。

4：再度議論すべき論点、質問における主要テーマ

(1) 今回、会員からいただいた質問の中で目立つのは、永井一正氏の発案による参加招聘をめぐる疑問です。参加招聘自体については、本見解は、優れた参加者を得るためという意図は理解しつつも、公平性の観点から不適切であったことを明らかにしていますので、これに関して本見解は、質問者の疑問との齟齬はないものと思います。

これに対し、招聘対象の8名をどう扱うかという点や審査方法をめぐる具体的論点については、永井一正氏の要望がどうであったかの論点よりも、その対応は完全に審査委員会と組織委員会の問題です。情報の公開性や、シードの是非について一般論として議論することは可能ですが、当事者ではありませんから、今後の独自の調査には限界があります。

(2) 本見解は、永井一正氏の投票行為について、JAGDAは当事者ではないという限界の中で、やや踏み込んだ評価を加えています。

本見解は、永井一正氏の投票行為が、あくまで可能性のあるものを見落とさないという審査態度から生じた可能性を指摘し、一次審査で重要なことは「可能性のあるものを見落とさない」ということであり、そのために、永井一正氏が8名についてはたった一人の審査委員の推薦でも一次審査を通過させようとしたのではないかと推測しています。しかし、運営委員および理事との意見交換の過程では、まさにこの点の評価が二転三転しました。

運営委員の議論の中で、ある委員の意見は、可能性のあるものを見落とさないという点から、永井一正氏の行動を擁護する視点を持っていましたが、一方で、別の委員の意見は、そうであったとしても公平性から見て不正を覆す擁護はするべきではないという意見でした（この意見は、組織委員会調査チームの結論と合致しています）。

(3) この点を含めて、運営委員会および理事会において活発な意見交換が行われました。3,000人を超える会員の声を一つに集約するのは難しいことですが、長い時間をかけて、歴史的な視野に立って咀嚼、検証していこうという前述の基本的立場とともに、デザイン界から社会への提言ができる組織として活動できるように体制を整備していきたいと考えています。

2017年3月30日

公益社団法人日本グラフィックデザイナー協会

●理事（15名）

会長／浅葉克己 副会長／佐藤 卓、原 研哉 前会長／勝井三雄

理事／新井 誠、伊藤 豊、今井克己、上條喬久、金子雅道、竹尾 稔、花形照美、松永 真、三木 健、森澤嘉昭、山本太郎

●運営委員（30名）

味岡伸太郎、足立佳茂、阿部拓也、天野幾雄、伊藤豊嗣、岩上孝二、うし、岡田善敬、小川明生、川上佳代、菊地敦己、工藤“ワビ”良平、左合ひとみ、澁谷克彦、清水衿行、新村則人、杉崎真之助、高橋善丸、武永茂久、竹村育貴、永井一史、永井裕明、永原康史、服部一成、林 規章、廣村正彰、福島 治、藤代範雄、増永明子、松下 計